

**(仮称) 袋井市立聖隷袋井市民病院に係る
指定管理者の候補者の選定結果について**

(仮称) 袋井市立聖隷袋井市民病院への指定管理者導入にあたって、次のとおり、指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

(1) 施設の名称・所在地

名 称	所 在 地
袋井市立袋井市民病院 {(仮称) 袋井市立聖隷袋井市民病院}	袋井市久能 2515 番地の 1

(2) 施設の設置目的

市民等の健康保持に必要な医療の提供及びこれに附随する業務を行うため、病院事業を設置する。このため、地域医療機関との連携を充実し、一次医療をはじめ、職場・社会への早期復帰を目指す療養及び回復期リハビリテーション医療の提供を目的とする。

2 申請概要

(1) 申請の期間 平成 24 年 10 月 15 日(月)から平成 24 年 10 月 24 日(水)

(2) 申請者

申請者名	所在地 / 代表者
社会福祉法人 聖隷福祉事業団	浜松市中区住吉町 2 丁目 12 番 12 号 理事長 山本敏博

3 事業提案等の審査

(1) 審査の観点及び選定方法

袋井市指定管理者選定委員会において、申請者から提出された書類等を基に次の主な審査項目ごとに点数化し、合計点で一定の評点を得ることができたため、当該申請者を候補者として選定しました。

【審査項目】

審査項目	審査内容	配点
1 施設の管理運営に対する理念、基本方針	・市の病院事業における基本的な政策や計画、あるいは設置目的や位置付け等を充分理解した上で、それらに適合した病院運営に対する理念や基本方針を持っているか。	10 点
2 安定的な人的基盤	・長期安定的な病院運営を行える人的基盤を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	10 点
3 病院運営実績	・病院事業における実績（経営実績、地域医療の活動実績、医療安全対策、教育・研修システム、病院情報公開）を有しており、成果を上げられるか。	20 点
4 施設の設置目的の達成に向けた取組み	・事業計画の内容が、市民病院施設機能を最大限に発揮し、設置目的に沿った成果が得られるものか。 ・地域の医療ニーズを踏まえた診療を提供できる提案か。 ・中東遠総合医療センターをはじめとした中東遠圏域の医療機関や福祉施設と連携し、地域の医療水準向上が図られる提案があるか。	20 点
5 利用者の満足度向上	・患者向けのサービスの質を維持・向上させるための提案がされているか。また、利用者の意見や苦情を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ・病院の医療情報等の公表を行う提案があるか。また、情報公開請求に対する対応が考えられているか。	10 点
6 指定管理業務に関する費用	・病院運営に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。	10 点
7 管理運営体制	・医師、看護師等の人員配置が適正であるか。また、管理運営に向けた準備態勢の整備や計画が明確に示されているか。	10 点

8	安全対策、危機管理体制など	・安全管理、医療事故、院内感染対策や事故発生時の対応などについて、マニュアルの整備などの対応・対策が考えられているか。また、防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。	10点
合 計			100点

(2) 選定委員会（選考会）の開催日

選考会	平成24年10月31日(水)
-----	----------------

(3) 選定結果及び選定理由（点数は、委員7人の合計点700点を満点とする。）

審査項目	申請者名	
	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	
1	施設の管理運営に対する理念、基本方針	70点
2	安定的な人的基盤	54点
3	病院運営実績	120点
4	施設の設置目的の達成に向けた取組み	132点
5	利用者の満足度向上	49点
6	指定管理業務に関する費用	51点
7	管理運営体制	48点
8	安全対策、危機管理体制など	59点
合 計		583点

- 選定は、「市民等の健康保持に必要な医療の提供及びこれに附帯する業務を行うため、病院事業を設置する。」という設置目的を達成するため、次の点を主なポイントとして審査しました。
 - 理念や基本方針（事業計画）は、団体の特色が入っているか。
 - 経営実績や地域医療の活動実績があるか。
 - 市が求める政策的医療を実施できる団体であるか。
 - 中東遠圏域内の医療機関等と連携し、地域の医療水準の向上が図られるか。
- 審査の結果、事業の設置目的を理解した事業計画書が提出され、次の項目で高い評価を得たため候補者として選定しました。
 - 市民が住み慣れた地域の中で、安心して暮らすことができるまちをめざした本市の将来指針“袋井市保健・医療・介護構想”は、団体の経営方針にも適合しており、施設の設置目的に沿った安定的な事業運営が期待できる。
 - 超急性期医療を担う病院事業をはじめ、国立病院の経営移譲の受託や、保健事業、在宅・福祉サービス事業など幅広い運営実績がある。
 - 現市民病院の開院による一次医療機能の低下を防ぐため外来診療を行うとともに、中東遠総合医療センターでの急性期医療の後方支援施設として、医療療養や回復期リハビリ診療が可能である。
 - 中東遠総合医療センターをはじめ、圏域内の病院や地域の開業医との機能の分担や連携を図ることで、利用者が早期に社会復帰や在宅復帰をめざすことが可能である。
 - 安全管理はもとより医療事故、院内感染対策や防犯・防災対策などについて、マニュアル整備などの対応が考えられており、適正な危機管理体制の構築が期待できる。

4 指定期間

平成25年5月1日から平成30年3月31日まで（4年11ヶ月）

5 今後の予定

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

指定管理者の指定は、平成24年11月市議会の議決後に行います。